

令和4年

第2回定例会

南多摩斎場組合議会会議録第2号

10月31日(月曜日) 忠生市民センターホール

出席議員(9名)

1 番	渡 口	禎	2 番	鈴 木	基 司
3 番	おげき	重太郎	4 番	若 林	章 喜
5 番	小 林	憲 一	6 番	三 階	道 雄
7 番	坂 田	たけふみ	8 番	佐 藤	しんじ
9 番	中 嶋	良 樹			

欠席議員(1名)

10 番 谷 和 彦

出席説明員

管 理 者	石 阪	丈 一	副 管 理 者	石 森	孝 志
副 管 理 者	阿 部	裕 行	副 管 理 者	高 橋	勝 浩
副 管 理 者	大 坪	冬 彦	監 査 委 員	福 島	基
会 計 管 理 者	今 國	隆 市			
八 王 子 市			町 田 市		
市 民 部 長	立 花	等	市 民 部 長	樋 口	真 央
多 摩 市			稲 城 市		
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ 生 活 課 長 事 務 取 扱			市 民 部 長	森	雅 代
市 民 自 治 推 進 担 当 部 長					
	田 島	元			
日 野 市					
環 境 共 生 部 長	小 平	裕 明			

出席事務局職員

事 務 局 長	宮 崎	慶 三	主 査	大 野	達 司
主 査	西 山	裕 之	速 記 士	波 多 野	夏 香

10月31日(月) 議事日程

午後2時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 第3号議案 南多摩斎場組合職員の子育休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 第4号議案 南多摩斎場組合職員の子育休業等に関する条例の一部

		部を改正する条例
第 6	第 5 号議案	南多摩斎場組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
第 7	第 6 号議案	南多摩斎場組合行政財産使用料条例
第 8	認定第 1 号	令和 3 年度（2021 年度）南多摩斎場組合会計歳入歳出決算認定について
第 9	行政報告	南多摩斎場における今後の火葬需要と供給体制について
第 10	行政報告	令和 5 年度（2023 年度）南多摩斎場組合事業運営計画について
第 11	行政報告	霊安室使用料の見直しについて
第 12	行政報告	新型コロナウイルス感染死亡者（疑いを含む）の火葬対応の変更について

会議に付した事件

日程第 1 から日程第 12 まで

午後 1 時 56 分 開会

○議長（渡口禎） これより令和 4 年（2022 年）第 2 回南多摩斎場組合議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。



○日程第 1
会議録署名議員の指名

○議長（渡口禎） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、南多摩斎場組合議会会議規則第 43 条の規定により、議長において次の 2 名を指名いたします。

6 番 三階道雄議員
7 番 坂田たけふみ議員



○日程第 2
会期の決定

○議長（渡口禎） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日とすることに決しました。



○日程第 3
諸報告

○議長（渡口禎） 日程第 3、諸報告。事務局長に諸般の報告をさせます。

宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） ご報告申し上げます。

令和 4 年 10 月 12 日、管理者から令和 4 年（2022 年）第 2 回南多摩斎場組合議会定例会を 10 月 31 日に招集する旨の告示がなされ、同時に付議される管理者提出の議案 5 件の送付を受けましたので、議員各位に参集通知と併せてご送付いたしました。

次に、本定例会の招集に伴い、地方自治法第 121 条

の規定により、管理者に出席要求いたしました。

次に、組合議員の異動につきましてご報告申し上げます。

稲城市選出の角田政信議員が、令和 4 年 10 月 17 日に辞任され、その後任として、10 月 18 日付で佐藤しんじ議員が選出され、組合議員に就任されました。

なお、本日、日野市選出の谷和彦議員は欠席の旨、連絡を受けております。

以上で報告を終わります。

○議長（渡口禎） 事務局長の報告は終わりました。



○日程第 4
第 3 号議案 南多摩斎場組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡口禎） 日程第 4、第 3 号議案を議題といたします。

本議案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、第 3 号議案 南多摩斎場組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、会計年度任用職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和して、在職期間 1 年以上の要件を廃止するとともに、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、妊娠や出産等を申し出た職員に対する個別の周知と意向確認及び研修の実施や相談体制の整備などを任命権者に義務づけるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡口禎） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

5 番 小林憲一議員。

○5 番（小林憲一） 今ご説明で、1 年以上という在職期間を取り払うといいますが、緩和するというお話があったんですけれども、在職期間を問わないということになるわけなんですけれども、そのことについてもう少し説明をお願いできればと思います。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） もともとは、子育て施策の

充実ということが根底にあるかと思えます。従来、繰り返しになりますが、1年以上在職要件を緩和することにより育児休業を取りやすい職場環境づくりということが本改正の大きな目的になるかと思えます。

○議長（渡口禎） 5番 小林憲一議員。

○5番（小林憲一） 今、当該組合で該当する職員の方というのはおられるのでしょうか。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） 残念ながら、ございません。

○議長（渡口禎） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第3号議案を採決いたします。本議案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） ご異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

○日程第5

第4号議案 南多摩斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡口禎） 日程第5、第4号議案を議題といたします。

本議案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、第4号議案 南多摩斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、不妊治療に係る通院等のための休暇として、出生サポート休暇を新設するとともに、介護休暇等における要介護者の範囲について、現行の配偶者及び2親等内の親族に加え、同一の世帯に属する者を追

加するものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡口禎） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案の質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第4号議案を採決いたします。本議案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） ご異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

○日程第6

第5号議案 南多摩斎場組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡口禎） 日程第6、第5号議案を議題といたします。

本議案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、第5号議案 南多摩斎場組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、業務の実態に合わせ、支給することがなくなった作業手当を廃止するため改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡口禎） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案の質疑を許可します。

5番 小林憲一議員。

○5番（小林憲一） 今ご説明で、斎場組合職員の業務実態に合わせてということで、これは火葬炉作業に

従事していた職員の方が任期満了ということで辞められるということによるものだと思うんですけども、それ以後の該当する作業については、どのような形で行われるのでしょうか。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） 現在もそうですが、火葬業務委託により全面委託しておりますので、先ほどの提案理由にもございましたとおり、実態としては存在しなくなったということでございます。

○議長（渡口禎） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第5号議案を採決いたします。本議案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） ご異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。



○日程第7

第6号議案 南多摩斎場組合行政財産使用料条例

○議長（渡口禎） 日程第7、第6号議案を議題といたします。

本議案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、第6号議案 南多摩斎場組合行政財産使用料条例についてご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第225条の規定に基づき、南多摩斎場組合の行政財産の使用料に関し、使用料の額、減免及び徴収方法について定めるため制定するものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡口禎） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております

ります議案に対する質疑を許可します。

5番 小林憲一議員。

○5番（小林憲一） これまでは賦課徴収の規定がなかったのを新たに新設するという事なんですけれども、今この組合で該当する、つまり、これから使用料を徴収することになる行政財産というのはどういうものがあるのかということと、それから、組合では行政財産のみで、普通財産は今のところないということによろしいのでしょうか。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） 現在、徴収をしているといえますか、それで今回、規定を追いつけるような形にしようということですが、売店というものがございまして、売店が南多摩斎場の行政財産の一部を使用しておりますので、これに基づいた使用料徴収がございまして、あと、細かい話ですが、電柱占用料、これもございまして。以上の2点でございます。

それから2点目に、普通財産は特に有しておりません。

○議長（渡口禎） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第6号議案を採決いたします。本議案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） ご異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。



○日程第8

認定第1号 令和3年度（2021年度）南多摩斎場組合会計歳入歳出決算認定について

○議長（渡口禎） 日程第8、認定第1号を議題といたします。

本件について、管理者から説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、認定第1号 令和

3年度（2021年度）南多摩斎場組合会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

組合会計の収支につきましては、斎場の安定的運営と適正な予算執行に努め、歳入は予算現額2億8,444万8,000円のところ、決算額は2億8,381万4,764円でございます。

歳出につきましては、予算現額2億8,444万8,000円のところ、決算額は2億6,695万5,167円でございます。

その結果、1,685万9,597円を令和4年度へ繰り越す決算となりました。

なお、火葬件数につきましては、令和2年度に比べて283件多い年間7,883件となりました。令和2年度に比べ3.7%増加し、1日平均では26.3件と0.9件の増、火葬炉の稼働率は97.3%と3.2ポイントの増になりました。

また、式場の利用につきましては、年間876件、利用率は97.7%でございました。

詳しくは、事務局長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） ご説明申し上げます。

12、13ページの事項別明細書をお開きください。歳入歳出決算書でございます。

初めに、歳入でございます。

第1款、分担金及び負担金1億6,667万1,941円は、組織市からの負担金でございます。

各市の負担内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。

第2款、使用料及び手数料、項の1、使用料、目の1、斎場使用料9,797万1,000円につきましては、組織市外の死亡者の方で12歳以上461体のほか、胎児等6体の火葬室使用料と、式場876件、通夜待合室100件、霊安室1,355件分の各使用料でございます。

令和2年度と比較しますと、総額で0.79%の微減となっておりますが、これは組織市住民の火葬増加による組織市外火葬の減少と、式場利用率の回復傾向による増加等の要因によるものでございます。

目の2、総務使用料64万8,670円は、売店使用料、職員等駐車場使用料などでございます。

第3款、財産収入78円は、職員退職手当基金積立金利子でございます。

次のページ、14、15ページをお開きください。

第4款、繰越金1,824万5,059円は、令和2年度からの繰越金でございます。

第5款、諸収入27万8,016円は、預金利子と空きビン売却料、売店電気代などの雑入でございます。

以上が歳入となります。

続きまして、歳出です。

16、17ページをお開きください。

第1款、議会費、項の1、議会費、目の1、議会費、節の1、報酬211万7,014円は組合議員の報酬でございます。

節の10、需用費11万8,299円は、議会会議録の印刷製本費などでございます。

節の11、役務費10万2,300円は、議会速記録の筆耕翻訳料でございます。

第2款、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費でございます。

節の1、報酬1,021万1,392円は、正副管理者及び組合採用の会計年度任用職員の報酬でございます。

節の2、給料、節の3、職員手当等、節の4、共済費は、常勤職員5名の人件費でございます。

次のページ、18、19ページをお開きください。

節の10、需用費35万6,303円は、事務用消耗品費や印刷製本費などでございます。

節の11、役務費36万5,628円は、電話通話料、郵送料等の通信運搬費、自動車の保険料などでございます。電話通話料に不足が生じたため、委託料から6,656円流用いたしました。

節の12、委託料332万1,299円は、インターネット受付システム保守点検業務委託料、地方公会計支援業務委託料、町田市への会計事務委託料など、事務局業務に係る委託料でございます。令和2年度と比べて、施設劣化調査他業務委託や樹木剪定計画策定業務委託等が終了しているため、約75%の減額となっております。

節の13、使用料及び賃借料103万1,964円は、複写機、電話機借上料などでございます。

節の17、備品購入費39万6,000円は、事務用パソコン2台の更新費用でございます。

節の18、負担金補助及び交付金10万1,250円は、都市公平委員会負担金でございます。

節の24、積立金79万4,630円は、職員退職手当基金積立金などでございます。

同款、項の2、監査委員費24万8,802円は、監査委員の報酬でございます。

次のページ、20、21ページをお開きください。

第3款、衛生費、項の1、保健衛生費、目の1、斎場費でございます。

節の10、需用費9,305万5,359円は、火葬業務や式場、待合室の運営に必要な消耗品費、火葬用灯油などの燃料費、電気料、上下水道料の光熱水費や修繕料でございます。修繕料につきましては、火葬炉設備長期修繕計画に基づき主燃炉N煉瓦他火葬炉設備修繕や火葬炉台車ブロック交換修繕を行ったほか、斎場施設全体の維持管理に必要な修繕を実施いたしました。

令和2年度と比べて約16%の増額となっておりますが、これは火葬燃料用灯油の単価上昇を主要因とするものでございます。

節の11、役務費34万6,744円は、式場・待合棟のカーテン洗濯手数料、建物の損害保険料でございます。

節の12、委託料1億1,009万7,103円は、火葬業務及び斎場全体の維持、管理に係る委託料でございます。

令和2年度と比較して約22%増加しましたが、これは従前の電光掲示板機器及びシステムの老朽化に伴い、機器及びシステムを更新し、併せて運行管理・表示システムを導入したことが主な要因となっております。

節の13、使用料及び賃借料235万1,844円は、更新した電光掲示板等機器の借上料とトイレ防臭器の借上料などでございます。

節の17、備品購入費17万4,900円は、式場用のCDプレーヤーが故障したため買い替えたもので、委託料からの流用で対応いたしました。

次のページ、22、23ページをお開きください。

第5款、予備費は使用することがございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡口禎） 管理者の説明は終わりました。

監査委員から決算審査意見書が提出されておりますので、報告をお願いいたします。

福島監査委員。

○監査委員（福島基） 令和3年度（2021年度）南多摩斎場組合会計歳入歳出決算につきまして、監査委員の意見を申し上げます。

令和4年7月25日、南多摩斎場において、坂田たけふみ監査委員と共に決算審査を行いました。

審査に当たりましては、南多摩斎場組合管理者から

提出されました決算書及び関係書類に基づき、歳入歳出関係の諸帳簿を照合審査いたしました。その結果、決算計数はいずれも符合しており、誤りのないことを確認いたしました。

さらに、予算の執行につきましては、予算書に定められました目的に従い、適正に執行されていることを認めました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（渡口禎） 監査委員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案の質疑を許可します。

5番 小林憲一議員。

○5番（小林憲一） 附属の決算資料の5ページに利用時間別利用率というのがあるんですが、これを見ますと、100%というところが大変多いわけですが、この利用率100%というのは執行可能な火葬件数と利用件数が等しいということなので、これ以上、利用はできないということなわけですが、結果として、この利用率100%になってしまうというようなケースの場合、利用の申込みがあった時点でほかの火葬場に変えてもらうとか、あるいは火葬の日程を繰り延べしてもらうとか、そういったような対応をしているということなんでしょうか。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） ただいまのご質疑ですが、実際のところ、火葬申込み、あるいは式場申込みというのは葬祭業者を通して行うことが大多数でございます。ですから、こちらのほうからもっと先の日にちとか、ほかの斎場を利用してくださいということを示すようなことはしておりません。実際は、ほかの火葬場も含めて選択肢を持って対応されることになろうかと思っております。

○議長（渡口禎） 5番 小林憲一議員。

○5番（小林憲一） 利用率100%という状態がこの表にありますように頻繁にあるということは、現在の12火葬炉体制では需要に応じられないということも示しているんじゃないかと思うんですが、このことについては、今後どのように組合として対応していくことになるんでしょうか。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） まず前提ですが、利用率100%というのは遊休設備がないということで、施設管理側とするとい状態であると言えなくもありません。ただ、この後の行政報告で触れますとおり、実態

とすると、かなり火葬供給体制が火葬需要に追いついていない状況も見受けられる現状がございます。

そのため、来年度も含めて一定の火葬増が必要というふうを考えておりました、その検討を内部では進めてきて、一定の報告を、この後の行政報告でさせていただき予定でございます。

○議長（渡口禎） 6番 三階道雄議員。

○6番（三階道雄） 決算資料の9ページの修繕のところなんですけれども、全体的にざっと見て、空調の修繕と、あとはトイレ等の漏水というのが結構多いなとちょっと感じたんですけれども、こちら辺は毎年のことなのか、それともこの程度は普通なのか、それとも、今後しっかり直す必要があるのかとか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） トイレの排水のことは細かに分析していませんが、全体に施設が老朽化していく中で、全部更新ではなく、修理を繰り返して長寿命化していくといえますか、今のところ、そういう考え方で行っております。

空調に関しましても、定期点検は業務委託しているわけなんですけれども、実際に部品の取替え、部品の老朽ということがございますので、そういった費用がここにかかってきて、ちょっと個別に空調の費用だけで今分析はしていませんが、例年、この程度はかかっているかなというふうに考えております。

なお、部品の交換で対応できないような事態が生ずれば、点検業務委託の中で更新の提案がされると思いますので、それは、その必要が生じた段階で予算の中でまた皆さんにお諮りするような形になろうかと思えます。

○議長（渡口禎） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

認定第1号 令和3年度（2021年度）南多摩斎場組合計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本件は原案のとおり認定することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり認定されました。

○日程第9

行政報告 南多摩斎場における今後の火葬需要と供給体制について

○議長（渡口禎） 日程第9、行政報告、南多摩斎場における今後の火葬需要と供給体制についてを議題といたします。

本件について、管理者から報告を求めます。

宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） それでは、南多摩斎場における今後の火葬需要と供給体制についてご説明申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。

南多摩斎場において、将来予想される死亡者数の増加により増大する火葬需要の推計、そして、その火葬需要に対応する火葬供給体制について、組織市担当課課長で構成する南多摩斎場火葬需給計画策定検討会にて検討を行いましたので、その結論について報告いたします。

先ほどの小林議員の質疑回答に係る事項でございます。

まず、第1の将来火葬需要の推計でございます。

国立社会保障・人口問題研究所による人口推計データ等を使用し、各組織市が策定している人口推計値との整合性を考慮しながら、2045年度までの5年単位の死亡者数を推計いたしました。

その死亡者数推計値に過去5年間、これは2016年度から2020年度の南多摩斎場火葬比率、各市の死亡者の方がどれだけ南多摩斎場で火葬したかという比率でございます。その比率を乗じた数を組織市住民の火葬需要と考えました。

また、組織市外住民の火葬需要につきましては、過去5年間、これも2016年度から2020年度でございますが、その実績値の平均値としました。

組織市住民の火葬需要数と組織市外住民の火葬需要数を合算した値が将来火葬需要となります。

その内容は、1ページ目の下の段の色つきのグラフをご覧ください。いただきたいと思えます。

ちょうど茶色の横のグラフが現在の火葬供給体制の

上限でございます。2025年度の段階で現行の火葬供給最大値を超え、以後増加を続け、2045年度でピーク状態になるという推計を行いました。

次のページ、裏をご覧ください。

年間の火葬需要については今お話ししたとおりでございますが、火葬需要に関しまして、実際には月ごとの変動がございます。さきの年間火葬需要を過去5年間の月別平均死亡率により算出したものが月別火葬需要となります。2025年度、2030年度についてお示しいたしました。棒グラフが火葬需要数で、横のグラフが現行の火葬供給の最大値となります。

2025年度につきましては、特に1月から3月で火葬需要が火葬供給を大幅に上回っている状況が見られ、2030年度では年間を通して火葬需要が火葬供給を上回っています。

次のページをご覧ください。

2の将来火葬供給体制でございます。

以上により推計した火葬需要に対応するための火葬供給体制についての検討結果を記載しております。

本来であれば、火葬需要を推計いたしました2045年度までの火葬供給体制を報告すべきところですが、火葬棟につきましては、現在、耐震診断を実施しており、その結果によっては耐震補強工事等の内容により火葬棟改築が必要となる場合も想定されます。

その場合は、火葬供給体制の前提に大幅な変更を生じる可能性があるため、現行火葬設備の継続使用がほぼ確実と思われる2030年度までの報告といたしました。

2025年度では、特に11月から3月までについて火葬供給体制の増強が必要となり、1日の火葬件数を3件増加させ30件とするとともに、組織市外住民受入枠の廃止、そして1月、2月に関しては月2回の友引日営業を行います。

2030年度につきましては、1日の火葬件数について通年30件とし、11月から3月についてはさらに2件増やし32件とするほか、表に記載されている体制といたします。

ただし、これらの前提となっている火葬需要数はあくまで推計であり、また、5年間という幅もあることから、実施時期及び実施体制の詳細は直近の数値をもって適宜見直してまいります。

最後に、3のこうしたことを受けての来年度の火葬供給体制でございます。

直近のデータである2021年度死亡者数から計算され

る火葬需要数を見ると、現行の火葬供給を大幅に超えている月もございます。そのため、2025年度改定までの暫定措置として、2023年度、2024年度につきましては、12月から3月まで、1日当たりの火葬件数を3件増加して30件といたします。

説明は以上となります。

○議長（渡口禎） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの行政報告に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって質疑を終結いたします。

○日程第10

行政報告 令和5年度（2023年度）南多摩斎場組合事業運営計画について

○議長（渡口禎） 日程第10、行政報告、令和5年度（2023年度）南多摩斎場組合事業運営計画についてを議題といたします。

本件について、管理者から報告を求めます。

宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） それでは、令和5年度（2023年度）南多摩斎場組合事業運営計画について、資料でご説明申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。

グレーで示しているところが、令和5年度の計画となります。

まず、年間火葬件数ですが、先ほどの行政報告でご報告いたしました2023年度の火葬供給体制の前提となる火葬需要数である8,106件といたしました。このことにより、1日当たりの平均火葬室稼働件数は26.8件となります。

次に、表中段の式場別利用件数でございます。直近1年間の実績や稼働日数から、第一式場につきましては268件、第二、第三式場につきましては301件を見込んでおります。

式場の下、待合室利用件数につきましては121件を見込んでおります。

一番下でございます霊安室の利用件数につきましては、直近1年間の実績の98%で1,410件を見込んでおります。

説明は以上でございます。

○議長（渡口禎） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの行政報告に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって質疑を終結いたします。



○日程第11

行政報告 霊安室使用料の見直しについて

○議長（渡口禎） 日程第11、行政報告、霊安室使用料の見直しについてを議題といたします。

本件について、管理者から報告を求めます。

宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） それでは、霊安室使用料の見直しについてご説明申し上げます。

これについてもお手元の資料をご覧ください。

南多摩斎場では、死亡者が組織市住民の場合の霊安室使用料は、1日24時間以内については無料で、以後24時間ごとに3,000円となっております。近年、この無料設定を利用し、火葬当日の遺体搬送の手間を省くため、いわゆる前泊に使用している状況が出てきております。このような使用は、霊安室本来の目的に反するものと考えております。

こういった、いわゆる前泊使用状況を是正するため、霊安室使用料の見直しを予定していますので、ご報告いたします。

まず、第1の霊安室の使用状況についてです。

組織市住民について、年間使用件数に対する無料使用件数の比率は20%程度となっており、2021年度の比率は増加しております。

その無料使用件数を葬祭業者別に見ますと、2021年度120件のうち、半数近い59件が5社による使用となっており、特定の葬祭業者が無料使用分を活用している状況となっております。

なお、無料使用分を除いた平均使用日数はおおむね3日で、それは組織市外住民も同様となっております。

次に、2の無料使用の問題点についてでございます。

実態としては、無料であることを利用し、火葬当日の遺体搬送省略のため使用しているケースが大半であると見られ、本来の趣旨とは乖離した利用となってい

ることです。

また、24時間未満という使用、いわゆる細切れに使用するため、火葬日までの通常遺体安置平均3日間という本来の使用目的を妨げるケースも発生しております。

そこで、このような問題解決のためにどうするかということですが、裏にあります3の問題解決策をご覧ください。

1日目（24時間）は使用料無料の規定が、いわゆる前泊使用増の要因となっていることが推定されるため、その使用料無料とする規定を見直す必要がございます。

ただし、今回の件に関して、使用料増額が目的ではないため、1日目は無料、2日目は3,000円の現行規定を2日目（48時間）までは3,000円に変更する内容で、南多摩斎場条例の一部を改正する条例を検討し、具体的には令和5年第1回定例会で条例改正案を上程したいと考えております。

なお、下に示しましたが、近隣火葬場等で、1日目は無料規定があるのは南多摩斎場だけです。

報告は以上です。

○議長（渡口禎） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの行政報告に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって質疑を終結いたします。



○日程第12

行政報告 新型コロナウイルス感染死亡者（疑いを含む）の火葬対応の変更について

○議長（渡口禎） 日程第12、行政報告、新型コロナウイルス感染死亡者（疑いを含む）の火葬対応の変更についてを議題といたします。

本件について、管理者から報告を求めます。

宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） それでは、新型コロナウイルス感染死亡者（疑いを含む）の火葬対応の変更についてご説明申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。

この件に関しましては、令和2年第2回定例会でご報告いたしました新型コロナウイルス感染死亡者（疑

いを含む)の火葬対応について、本年10月1日火葬執行分から変更いたしましたので、ご報告いたします。

まず最初に、1の変更前の火葬対応方針についてですが、1点目として、遺体については、非透過性納体袋への収容及び表面消毒を求めます。2点目は、火葬執行は、当日予定されているその他の全ての火葬が終了し、他の葬家がいなくなつてからとする。3点目は、1日2件までの火葬執行とする。4点目は、感染防止の観点から、葬家の立会いは禁止する。5点目は、遺体からの感染防止の観点から、式場、霊安室の使用は認めないというものでございました。

次に、変更の理由でございます。

まず、感染遺体につきましては、非透過性納体袋に適切に収容してあれば、そこからの感染がないことがこの間、明確にされてきていることでございます。

次に、政府のWithコロナに向けた政策の考え方において、感染防止対策として新たな行動制限を伴わないこととしており、葬家の立会いを禁止する理由がなくなつてきていることでございます。

一方、感染遺体については非透過性納体袋への収納等を定めた新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の措置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドラインの変更はなく、その管理体制は引き続き求められていることでございます。

なお、葬家の立会いそのものを認める火葬場が増えていることも、ここで理由として挙げられます。

それでは、変更後の火葬対応についてですが、まず第1に、遺体については、引き続き非透過性納体袋への収容、表面消毒を求め、そのことを前提として、その火葬執行については特定の火葬時間を充てるのではなく、通常の火葬枠において通常に執行し、受入れ件数の上限は設けないということでございます。

次に、お別れ、収骨等の葬家の立会いについては可能といたします。なお、この場合、新型コロナウイルスに感染している方や、その濃厚接触者の方をお断りすることは通常の火葬の場合と同様でございます。

最後に、遺体の管理について責任を持てる体制ではないため、式場利用、霊安室利用は引き続き断るものといたします。ただし、火葬終了後の葬式実施、いわゆる骨葬につきましては、もはや感染リスクがないため認めるものとします。

報告は以上となります。

○議長(渡口禎) 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの行政報告に対

する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(渡口禎) これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

本定例会に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じたいと思います。

これをもって令和4年(2022年)第2回南多摩斎場組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 渡 口 禎

署名議員 三 階 道 雄

署名議員 坂 田 たけふみ